

地域観光魅力向上事業業務委託 仕様書

1 業務名

地域観光魅力向上事業業務委託

2 業務目的

本市を訪問する観光客の増加に向け、観光ニーズの調査・分析、地域資源を活用した観光コンテンツの発掘・創出、情報発信等を一括して業務委託により行うことで、観光消費の効果的な拡大と、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 業務内容

モニターツアー等商品造成、OTA 掲載、販売、施策案の作成までを実施するため、次の各号の業務を行う。

なお、全ての項目について、必要に応じて打ち合わせを行うなど、市と協議を行い、最終決定をすることとする。オンラインによる打ち合わせは可能であるが、対面による打ち合わせが適切と市が判断し要請した場合、可能な限り対応すること。

(1) ターゲットの設定

- ・ 本市におけるインバウンドの観光ニーズを調査する。
- ・ 観光ニーズの調査内容を踏まえ、本市のインバウンド施策を展開するにふさわしいターゲットの分析（現状、本市では、東アジア圏の（主に台湾）の団体客及び欧米（主に米国）からの個人客を想定）をする。

(2) 観光コンテンツの発掘

- ・ ターゲット層が訪れたいくなる、本市の観光資源の洗い出し（再発掘・造成等）【20個以上】
- ・ コンテンツの発掘にあたっては、現地を訪れ、現場状況の確認と関係者との交渉等を行うこと。

(3) モデルルートの作成

- ・ 前号で発掘したコンテンツを活用し、モデルルートを作成する。
- ・ ルート作成数は2つ以上作成し、日帰り・宿泊は問わない。ただし、日帰りの場合は1日5時間以上市内に滞在することを想定したものとする。
- ・ 設定するルートがどのような根拠に基づいて作成されたものかを明確にすること。

(4) モニターツアー・FAMツアーの実施

- ・ 前号で作成したモデルルートをもとに、モニターツアー、FAMツアーのいずれかを実施する。
- ・ ツアーの参加者については、メインターゲットを中心として、効果的な設定とする。
- ・ ツアーの参加人数、日程、行程等は市と協議の上、決定する。
- ・ ツアーの実施回数は原則1回とする。ただし、費用と効果を考慮した上で、2回以上実施するのが適切と判断した場合には、この限りではない。
- ・ ツアーに必要な通訳やガイドは受託者が手配する。
- ・ 宿泊地や訪問する観光地の調整は原則受託者が行う。
- ・ ツアーを天災等の理由によって中止をする場合は、代替措置や費用については、市と協議の上、

決定する。

- (5) プロモーション戦略の検討
 - ・ モデルコースを効果的にターゲット層に届けるプロモーション方法（WEB、SNS、動画等を想定）を分析・比較検討する。
- (6) プロモーション・情報発信
 - ・ (5) プロモーション戦略の検討にて設定した方法により、WEBやSNS等を活用し、発掘したコンテンツや所沢市の魅力をインバウンド向けにPRする。
 - ・ 使用する言語は設定したターゲットの母国語を中心とするが、可能な限り多言語（日本語含む）に対応できるような仕様とする。
 - ・ 発信内容については、ビジュアル性を重視し、英語圏以外の観光客も魅力を感じるような汎用性のあるものを作成する。
 - ・ WEBページや動画を新規に作成する場合は、単年度ではなく、長期的に使用できる内容を意識して作成する。
 - ・ 写真や動画の撮影をする場合は、肖像権等に十分配慮し、撮影地の業務妨害等にならないよう注意する。
 - ・ 制作した動画は、DVD及びデータ（MP4、YouTubeのURL）による納品とする。
 - ・ 制作した動画の原版は、DVDによる納品とする。
 - ・ WEBやSNSのアクセス数、インプレッション数等を記録し、わかりやすくまとめたものを市の求めに応じて報告する。この数値については、施策案にも反映する。
- (7) 販路開拓・OTA等掲載依頼、ツアー販売
 - ・ 作成したツアーやコンテンツを商品として受託者もしくは連携事業者により販売する。
 - ・ 委託期間中に1回以上は販売し、長期的に（概ね5年を想定）ツアーを受託者もしくは連携事業者にて販売するよう努める。ただし、販売するツアーの実施内容については、必ずしも同じ内容でなくてもよい。
 - ・ ツアーの販売については受託者以外も販売可能なものとし、販路開拓を行う。
 - ・ ターゲット向けのOTA掲載を行う。掲載に係る手数料、事務費等については委託料に含める。
- (8) 業務完了報告書と施策案の作成
 - ・ 業務完了後、業務実施期間内における業務の実施内容、成果等をまとめた業務完了報告書を作成し、紙20部及びデータを市に提出する（書式は任意）。また、外国人観光客向けのツアー商品の販売やプロモーションに関して、受託先の専門的な知見を反映した市への施策案も併せて提出する。
- (9) その他、前各号に付帯する事務

4 成果物等に関する権利の帰属

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は、原則として市に帰属する。
- (2) 成果物に係る第三者の著作権、肖像権その他全ての権利（以下「第三者の権利」という。）についての手続や使用料等の負担と責任はすべて受託者が負うこととし、第三者の権利を侵害す

ることがないように業務を実施すること。（受託者が以前から所有していた素材などを使用する場合も同様とする。）

5 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

6 業務場所

所沢市内及び委託先事業所